

鎮西御上心... 以上部致成者領...

受領官途之... 市書...

賴朝將軍... 御之... 元治元年三月十二日

賴朝之依御... 薨逝廿二歲... 為發号

三郎... 蓮佛

少而... 三歲... 賴朝將軍之御... 成在

賴親... 舍致任右兵衛尉... 先君之

前... 御内所致... 是

御... 賴朝之致... 為不

奉... 此書... 誠... 物...

少... 德... 御... 通... 傳...

後... 高... 刻... 泉... 情... 賴朝之... 薨逝

之... 由... 作... 系... 則... 大... 寺... 奉... 令... 為... 發

致... 号... 賴... 仙... 大... 德... 去... 後... 勅... 宣... 之... 釋... 御

神... 烟... 之... 間... 賴... 仙... 共... 奉... 奉... 也

家... 業... 繁... 多... 存... 於... 世... 之... 後... 之... 賜

考... 於... 代... 為... 私... 家... 訪... 信... 地... 准... 之

三郎
賴俊

三郎

長... 乙... 段... 及... 給... 之... 故... 賴... 之... 官... 而... 失... 給

三郎

相傳 考其前代亦私家訪法他准之

云所云 長茂 云波及福之故款之官之失給

係三郎

相廣 國家之為之進取之官

兵庫元 德光嚴院御宇

定相 延文二年十一月十八日給旨津領作事

已取但遠以事其兵庫元定相与

中傳之奉誤也

道治等 元方年号

取相

元中二年十月三日給旨以道治等

任道治等及文政相與相與相與

能文奉政相納可也云云云云云

之相与申國大之指後云云云云

微妙之云云

兵庫元

任義備將軍如前代与云云道治等

實長

道治等

任義備將軍如前代与云云道治等

前領

前領与致成之作

三郎

先相 早世之云云

右近將監 任義散將軍人令補任右近將監

前領 前領与致成下作

三節

先相 早世之者無産

右近の監 延義教將軍令補任右近の監

長孫 長孫平

右邊守

為延昭後守為邦 御之娘法親文

為領

長孫之望高深重之為如母之併也

他家之之娘是始之由之傳之其後

永平親以年分守法中再三系親以

致之言之合不之年大内家之者格依

之類日義尚將軍致福左邊守致隆

致之實者共女中致自重之故法之成

如母作死

近江守

延義守將軍致任近江守平求二親

長孫

昔者前任の役高細之と為之由也

長孫

丹次殿之逝去の節之子女之間之産

長孫

官内右衛門 天文十四年 朔月廿七日 官務殿

義滋為勅使上之役高直 御意取作

去後十二月三日宣御項式之与

致号官内右衛門義滋平致御而自

之由也

長孫

親父義滋因前御上子項式去也

長孫 長孫平 長孫

其後十二月三日宣稱元壽元年
改号宣仁太皇太后義隆早改御名曰

之山

喜慶 親父義隆因於御下子相武吉去

順意 喜慶於幼初任

修理大文 治義隆將軍三野紀保子源輝考

義陽 為三從字為永祿七年甲子正月三日

義之字在名其神領公何美治

山所知公少一系之及細紀

高家豐饒之事以清系美院文之也故越後

入后以惠照初本字作敏由之令難後之

惟一約行至由承公初敏不一併出也

之間再三不及辭任筆端就

天祥才七位將德子等武御子權無干

天兒危根子之十一代神孫雷大臣命仲

新天皇御宇攝下部姓隆代屬代性就

于七代苗裔常樂大連之繼神天皇御

宇遷中臣氏去三代後清大職冠鑑是

孝德天皇御宇錄入康大臣天智天皇

御宇改改者性御子正位大臣大良

智丸号南家次男大政大臣房前号水家

武智丸等系由八代後天位查助為墨勳切

雙之系改号工藤去孫位位正宰相

御宇致改者歷性御子正位大政大臣或
智丸号南家冲男大政大臣房前号水家
武智丸号南家冲男大政大臣房前号水家
心双之系致号工藤去孫位四位上宰相
維道号遠藤子息正位四位上遠江守能
賴通末下氏回任五位上總分同賴通能
院御宇天永三壬辰陽遠江國伊井郡
相良庄号相良正總分同賴通後通子代
三弟長賴信鳥羽院御宇建久九年壬午
源二位賴朝將軍御付物而回承二弟人
在庄下息云々余来至修理大夫義陽十
七代年代者建久九年壬午永祿八乙丑在
三百五十八年也根元一筋女正賴通之叔系
之相分屬累代之家業不遺短等仍取家
御取劫之地正人在法島之事御者外
之院致号正賴通之正賴通正賴通也
於細碎朝也會之付正賴通正賴通

二月二日

勢齋辨

東氏致在通院致

清能